

特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

20歳以上であって、精神障害（知的障害を含む）または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 28,840円（令和6年度）

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳④のかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 15,690円（令和6年度）

問合せ＝介護福祉課 障害福祉係 ☎76-5132

福祉3医療助成制度について（医療保険適用後の自己負担分医療費を助成する制度）

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

○身体障害者手帳1級～3級のかた

○療育手帳④、A、Bのかた

○精神障害者保健福祉手帳1級のかた

○65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた（65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限りです。）

※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたは、この制度の対象外です。

※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

○母子・父子家庭の児童と児童を監護する父または母

○父母のいない児童と児童の養育者

○父または母に一定の障害のある家庭の児童と児童を監護する父または母

※「児童」とは、18歳に到達後3月31日までのかた（一定の障害のある場合、20歳未満のかた）です。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

問合せ＝介護福祉課 障害福祉係 ☎76-5132

こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

2. こども医療費助成制度

【対象者】

○0歳から18歳到達後（3月31日）までの児童

埼玉県出納総務課からのお知らせ

埼玉県収入証紙代金の還付申請について

埼玉県収入証紙は、令和6年3月末で利用を終了しました。

お手元に未使用の証紙（汚損、毀損した証紙を除く）をお持ちのかたは、令和10年12月末までの間、証紙を返還して、証紙代金の還付を受けることができます。

埼玉県収入証紙の返還をご希望の際は、「埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書」をご記入の上、証紙とともに埼玉県出納総務課までご提出（郵送又は持参）ください。

なお、証紙代金の還付は口座振込となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。



県ホームページ QRコード

【提出先】 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県出納総務課経理・調整担当

【ホームページURL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/shoushi-henkan.html>

問合せ＝埼玉県 出納総務課 ☎048-830-5714

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部を助成します

ワクチン接種により、肺炎を少しでも予防し、安心して過ごせるよう、今年度も肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。

令和7年4月1日までに65歳になるかたについては、65歳の前日から接種が可能です。該当者には順次予診票を送付します。また、現在65歳以上でこれまでに高齢者用肺炎球菌ワクチンの公費接種をしたことがないかたも助成対象となりますので、接種を希望されるかたは下記までお問い合わせください。予診票を送付します。

【接種対象者】

①美里町にお住まいの令和7年4月1日までに65歳以上になるかた（昭和35年4月1日以前に生まれたかた）で、今までに肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を受けたことのないかた

②60歳以上65歳未満のかた（昭和35年4月2日～昭和40年4月1日生まれ）で、心臓、じん臓、呼吸器または免疫機能に障害のある身体障害者手帳1級相当の、今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことのないかた

【接種期間】 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

【実施回数】 1回のみ

【自己負担額】 **2,000円**



問合せ＝住民保険課 健康推進係 ☎76-1366

風しん抗体検査・予防接種が無料で受けられます

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、風しんの抗体検査・予防接種を受けられるクーポン券を令和5年4月に送付しています。クーポン券の使用期限は令和7年2月までです。

まだ受けていないかたは、この機会に検査・予防接種を受けてください。クーポン券の使用はそれぞれ1人1回限りです。

紛失等による再発行も可能ですので、下記までお問い合わせください。

問合せ＝住民保険課 健康推進係 ☎76-1366

おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成します

おたふくかぜは、主に咳やくしゃみなどにより、空中に飛散したムンプスウイルスを吸い込むことで感染します。主な症状は、耳下腺や顎下腺、舌下腺の腫れ、発熱を伴うこともある病気です。

この予防接種は、任意接種（保護者の希望により受ける予防接種）です。接種を希望するかたは、かかりつけ医と相談の上、接種を検討してください。予防接種の推奨時期は、1歳と小学校入学前の1年間です。

【対象者】

令和6年4月1日(月)以降に接種をし、接種日において美里町に住所を有する1歳から未就学児まで

【助成回数】

1歳から就学前までの期間に2回助成

【助成金額】

1回当たり5,000円を上限

※接種費が5,000円に満たない場合は、接種費を限度とします。

【申請方法】

申請書に、医療機関が発行した領収書の原本と予防接種を受けたことを証明する書類を添付し、接種日から90日以内にこども未来課へ申請。

申請・問合せ＝こども未来課 子育て支援係 ☎76-2277